

下関市合併10周年記念
「私の好きな下関」
絵画コンクール



華やかな戦い
吉見中学校 2年 上本 誉さん

第2次下関市総合計画

第4章

美しく潤いのある自然や
まちなみと人が共生するまち

[第1節 自然環境の保全]

[第2節 良好な景観の形成]

[第3節 廃棄物処理の推進]

[第4節 住環境の整備]

第1節 自然環境の保全

現状と課題

本市が誇る豊かな自然は、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしています。しかしながら、地球温暖化の進行による自然環境への影響が懸念されており、低炭素社会への転換が求められています。

環境負荷を最小限にとどめ、自然環境を保全することで、生物の多様性を確保し、人と自然の共生を目指す必要があります。

また、今後も引き続き、行政の事務・事業すべてにおいて環境へ配慮し、率先して地球温暖化対策に取り組むのはもちろん、環境保全への理解を深め、市民が自ら進んで取り組むことができる環境人材を育成するため、ESDの視点を取り入れた環境教育等に取り組んでいくことが必要です。

基本方向

- 地球環境の保全及び市民の生活環境の保全を図るため、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。また、自然環境の保全を市民全体の運動として展開するため、環境教育や人材育成等、意識の向上に努めます。
- 下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、中長期削減目標達成に向けた地球温暖化対策を行うとともに、状況に応じて計画の見直しを検討します。
- 本市が有する自然公園、自然海浜保全地区等をはじめとする豊かな自然環境を保全管理するとともに、周辺に生息する野生動植物の保護と共生を図ります。

施策体系図

自然環境の保全

1. 環境汚染の防止

2. 環境保全の意識向上

3. 地球温暖化対策の推進

4. 自然公園の保全

各事業の方向

1. 環境汚染の防止

(1) 環境及び汚染発生源の監視

地球環境の保全及び市民の生活環境の保全を図るため、環境及び発生源の監視体制の強化により、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。

2. 環境保全の意識向上

(1) 普及啓発活動の推進

自然環境が保全され、野生動植物の保護と共生が図られる快適で住み良い環境づくりを市民全体の運動として展開するため、学校、地域、家庭、職場等の様々な場において環境保全情報を提供するとともに、ESDの視点を取り入れた環境教育や人材育成等、自ら進んで環境保全に対する取り組みを行うことを推進していきます。

3. 地球温暖化対策の推進

(1) 事業者・市民の活動推進

下関市地球温暖化対策実行計画に基づき事業者・市民の区別なく地域のあらゆる主体が協働し、全市的規模で地球温暖化対策を推進するため、地域の中核的役割を担う下関市地球温暖化対策地域協議会を支援し、エコスタイル（クールビズ、ウォームビズ）や緑のカーテン等、市民が手軽に取り組める活動の普及や、ホームページ、メールマガジン等のツールによる地球温暖化防止意識の普及啓発活動に取り組みます。

環境にやさしい交通手段への転換を促進するため、ノーマイカー運動等、環境にやさしい交通手段利用の意識啓発を、交通関係の事業者と一体となって取り組み、行政においては、環境対応型公用車の導入を推進します。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

地球規模での環境問題に配慮し、低炭素社会への転換を図るため、下関市地球温暖化対策実行計画に基づき再生可能エネルギーの利用を促進していきます。

(3) 効率的なエネルギー利用の促進

省エネルギー機器や高効率機器の普及に努めるとともに、ハイブリッド自動車や電気自動車などの環境負荷の少ない自動車への転換を推進し、エネルギーの効率的な利用を図ります。また、街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを目的とした、スマートコミュニティの実現を目指します。

4. 自然公園の保全

(1) 自然公園の保全

瀬戸内海国立公園火の山をはじめ、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園等の地域制緑地について、自然に親しむことができる野外レクリエーション施設の整備に配慮し、優れた美しい自然の風景地を保護していくため、国や県へ働きかけ良好な自然環境の保全に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
環境汚染の防止	環境及び汚染発生源の監視 ・監視・指導体制の強化	市
環境保全の意識向上	普及啓発活動の推進 ・環境保全情報の提供 ・環境教育の推進	市 民間・市
地球温暖化対策の推進	事業者・市民の活動推進 ・地球温暖化対策に関する普及啓発 再生可能エネルギーの利用促進 ・多様なエネルギー源の活用 効率的なエネルギー利用の促進 ・省エネルギー機器の普及促進 ・エネルギー管理システムの導入促進 ・環境マネジメントシステム維持管理	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 市
自然公園の保全	自然公園の保全 ・瀬戸内海国立公園 ・北長門海岸国定公園 ・豊田県立自然公園	国・県・市 県・市 県・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
33	温室効果ガス削減率	H2	100%	H32	87.0%



親子自然教室(つくの海岸)



菜の花プロジェクト(菜の花観察会)



緑のカーテン(環境部庁舎)



太陽光発電システムの導入による
再生可能エネルギーの推進

第2節 良好な景観の形成

現状と課題

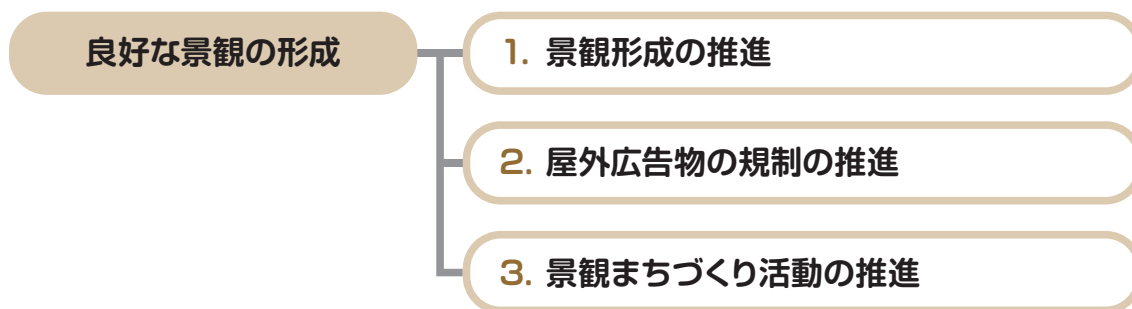
本市の美しく魅力的な景観は市民のかけがえのない財産であり、その財産を守り、育て、創り出していくことが必要です。

そのためには、市民・事業者・行政が連携・協働し、本市が世界に誇る関門海峡の景観や歴史あるまちのたたずまい、豊かな自然景観などの地域の景観資源を活かした景観形成を図るとともに、花やみどりと調和した快適で美しいまちづくりを行う必要があります。また、昼間の景観はもとより、夜間の景観についても、地域特性に応じたきめ細やかな景観誘導を図るとともに、市民や事業者の一層の景観意識の高揚を図る必要があります。

基本方向

- 下関市景観計画や下関市屋外広告物条例に基づき、これまでの取り組みを充実・強化しながら、地域の景観資源を活かした総合的な景観形成を図るとともに、市民・事業者・行政の連携により景観まちづくりを推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 景観形成の推進

(1)下関市景観計画の推進

下関市景観計画に基づき、景観形成基準に則した景観誘導を図るとともに、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要のある地区、また、よりきめ細やかな景観形成を重点的に推進する必要のある地区として、「景観形成地域」、「景観重点地区」等の指定を進めます。

(2) 関門景観形成の推進

本市のシンボリックな空間である関門海峡との関わり合いを重視した魅力ある海辺の景観の形成を図るとともに、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観形成を推進します。

(3) 花とみどりのまちづくりの推進

快適で美しく魅力的な都市環境の創出につながる花とみどりのまちづくりを推進し、彩りと潤いのある景観形成を図ります。

(4) 夜間景観形成の推進

まちの魅力を高めるため、また、市民が快適に生活できる光環境づくりのため、夜間景観整備の誘導を行い、良好な夜間景観の形成を図ります。

また、ライトアップ施設の適切な維持・更新を行います。

2. 屋外広告物の規制の推進

(1) 屋外広告物の規制の推進

下関市屋外広告物条例の適正な運用により、必要な規制を行うとともに、周辺景観に調和した広告デザインへの誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。

3. 景観まちづくり活動の推進

(1) 景観まちづくり活動の推進

市民・事業者・行政の連携により、景観まちづくりを推進し、必要となる支援を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
景観形成の推進	下関市景観計画の推進 ・都市景観及び自然景観形成の推進 ・景観形成地域、景観重点地区の指定 関門景観形成の推進 花とみどりのまちづくりの推進 ・下関花いっぱい計画の推進 夜間景観形成の推進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市
屋外広告物の規制の推進	屋外広告物の規制の推進	民間・市
景観まちづくり活動の推進	景観まちづくり活動の推進 ・景観まちづくり活動支援	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
34	下関らしい豊かで潤いのある景観づくりが推進されていると感じている市民の割合	H25	25.5%	H31	32.0%



あるかぼーとの夜間景観



下関花いっぱい計画

第3節 廃棄物処理の推進

現状と課題

私たち一人ひとりが自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、良好な環境の形成を目指していくことが求められています。

市民の健康で快適な生活を確保するため、廃棄物の排出抑制や、適正な処分など、衛生環境の保全等を図ることが必要です。

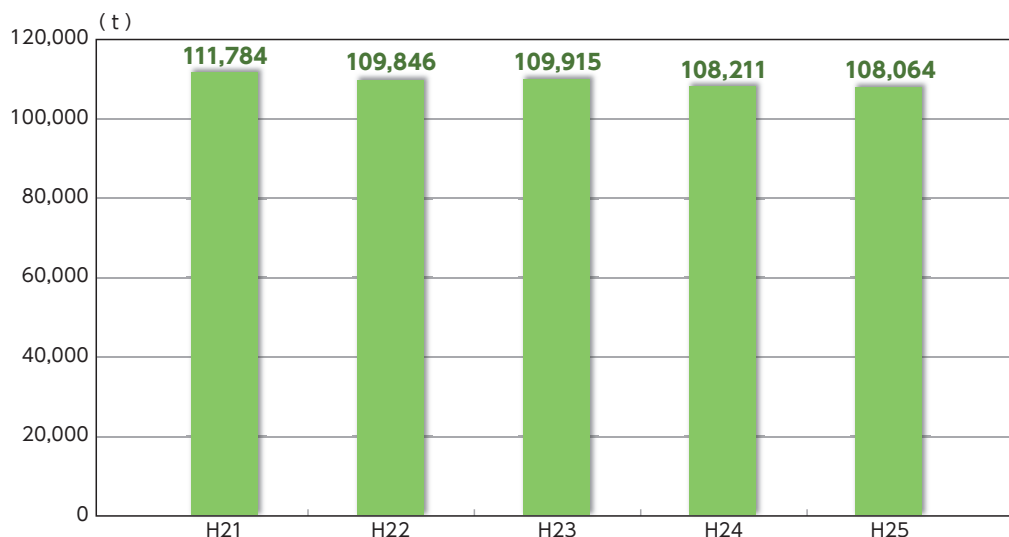
ごみ処理については、市民や事業者との連携のもと、ごみの分別の徹底によるさらなる排出量の削減が求められています。資源循環型都市の実現に向け、再生利用率をさらに高めるため、焼却灰の再資源化の新たな取り組みに加え、引き続き、家庭における3Rや資源ごみの分別徹底を推進していくことが必要です。

また、一般廃棄物処理基本計画に基づいた、効率的かつ安全で安定した収集体制の確立や処理施設の整備が必要です。

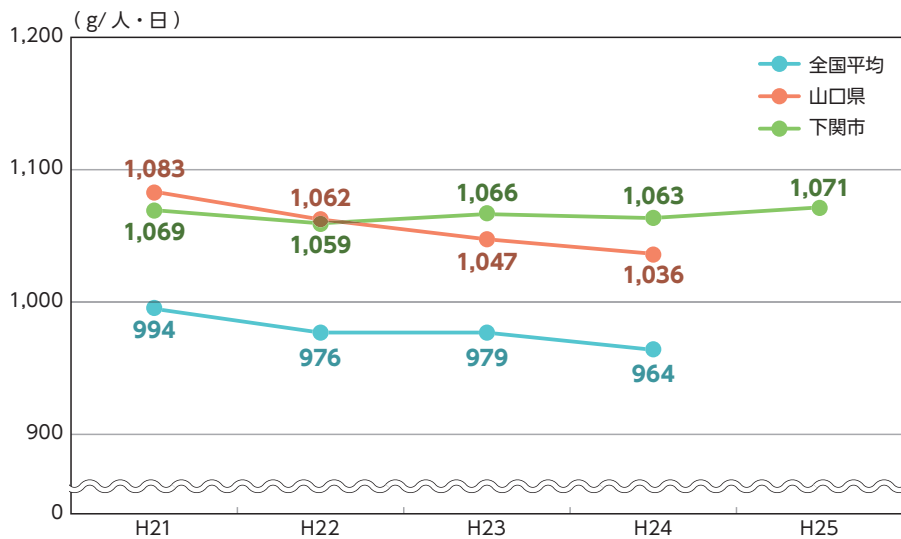
し尿処理については、適正な処理が必要不可欠となっています。公共下水道等の整備状況を踏まえ、し尿の適正な収集や処理、浄化槽設置者における適正管理の指導を徹底していくことが重要となります。また、公共下水道等の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図っていく必要があります。

廃棄物の不法投棄については、パトロールの実施、環境保全監視員の配置、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により対応していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。

一般廃棄物(ごみ)排出量の推移



一般廃棄物(ごみ)一人一日平均排出量の推移



基本方向

- ごみ処理については、処理にともなう環境負荷の総合的な削減に向け、ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進に努めます。
- し尿処理については、適切な処理施設の管理や収集体制の整備に努めます。
- 公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適正な指導・監督を行うことにより、不適正処理や不法投棄の抑止に努めます。
- 廃棄物については、最終処分場の残余年数を踏まえ、適切な処理施設等の整備を行うとともに、発生抑制、減量化、再生利用を促進します。

施策体系図

廃棄物処理の推進

1. 処理環境の充実

1. 処理環境の充実

(1)ごみ処理体制の整備・充実

ごみの収集については、効率的かつ安全で安定したごみ収集体制を維持することが常に求められています。引き続き、ごみ収集の民間委託を実施し、あわせて、地域住民と協力して、ごみステーションの適正な設置・管理を推進する必要があります。さらに、ごみの収集に対する新たなニーズへの対応も検討します。

資源ごみにおいては、適切な収集による再資源化の促進、ごみ自体の減量化に向け、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。

災害時等の緊急事態に対応できるごみ処理体制を整備するため、周辺自治体との広域的な連携の拡大を図ります。

ごみ処理については、下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき適正処理に努め、効率的な処理体制の充実を図るため、住民と協力して、ごみステーションの適切な設置を推進するとともに、ごみ焼却施設の安定的な管理に努めます。特に奥山工場の老朽化した焼却炉は建替え、吉母管理場については延命化を図ります。

(2)し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実

公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正管理の啓発・指導を行い、生活環境の改善や水質汚濁の防止に取り組みます。

(3)産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境を保全するため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことによって、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止に取り組みます。



奥山工場新ごみ焼却施設(見上図)



奥山工場新ごみ焼却施設(俯瞰図)

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
処理環境の充実	ごみ処理体制の整備・充実 ・効率的なごみ収集体制の充実 ・ごみ処理施設の整備・充実	市 市
	し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実 ・合併処理浄化槽の普及促進 ・し尿及び浄化槽汚泥処理体制の一元化	市 市
	産業廃棄物処理の適正化の促進 ・適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
35	1人1日あたりのごみの排出量	H17	1,183 g/人・日	H29	980 g/人・日
36	再生利用率	H17	22.5%	H29	29.0%
37	不法投棄回収量	H25	25t	H31	22t

第4節 住環境の整備

現状と課題

本市が供給している約7千戸の公営住宅等の中には、老朽化が進み耐震安全性が確保されていない住宅も多くなっています。また、高齢化の進行や多様化するライフスタイルに合致しない住宅も多くなっています。

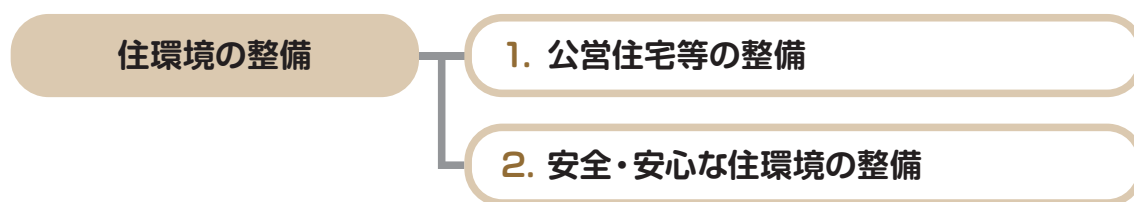
このため、高齢化等にも対応するとともに、建替えや個別改善工事等の実施により安全で良質な住宅の整備を図っていくことが必要となっています。

民間住宅においては、居住者の住宅へのニーズの変化に対し、良質な住宅ストックの形成や住み替えが進まず、結果として空き家が増加し、周辺地域に様々な影響を与えています。そのため、管理不全な空き家への対策のほか、空き家にならないよう民間住宅の流通促進を図る必要があります。また、引き続き耐震改修を促進することにより、地震に強い住環境の整備を促進していく必要があります。

基本方向

- 公営住宅等については、地区ごとの需要に対応した住宅の確保等に努めます。
- 民間住宅については、安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築や住宅の適正な管理及び再生を促すとともに、既存住宅市場の流通促進を図ります。

施策体系図



1. 公営住宅等の整備

(1) 公営住宅等の整備

住宅に困窮している低額所得者の住生活を支援するため、地域特性や高齢者等の生活特性に配慮した住宅供給に努めるとともに、老朽化が進んだ住宅の建替え等を効率的に行い、良好な居住環境の形成を図ります。

また、定住人口の確保や良好な住環境形成を図るため、中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅の整備にも努めます。

2. 安全・安心な住環境の整備

(1) 空き家等の活用、適正管理の推進

空き家等の増加により地域の活力が失われることから、中古住宅市場の流通促進に取り組みます。また、管理不全な空き家は、特に周辺地域に悪影響を与えることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に対し適正管理を促します。

(2) 民間建築物の耐震化向上の促進

本市は古い住宅や建築物が多く、一旦大きな災害に見舞われると住宅や建築物の倒壊等による被害が心配されます。このような被害から市民の生命・財産を保護するため、下関市耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化の向上を促進します。

(3) 良質な住宅ストック形成の促進

既存住宅が将来にわたり円滑に活用されるよう、良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、特に、高齢化に対応した高齢者向け住宅の供給促進や既存老朽マンション等の適正な管理、再生の促進を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
公営住宅等の整備	公営住宅等の整備	県・市
安全・安心な 住環境の整備	空き家等の活用、適正管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等既存住宅の活用促進 ・空き家の適正管理の推進 ・老朽危険家屋除去の推進 	民間・市 民間・市 民間・市
	民間建築物の耐震化向上の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、改修の促進 	民間・市
	良質な住宅ストック形成の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修等による長寿命化の促進 ・高齢者等の居住環境整備の促進 ・老朽マンション等の適正な管理及び再生の促進 	民間・市 民間・市 民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
38	現住居に安心して住めると感じている市民の割合	H25	59.1%	H31	62.0%



新椋野住宅R4棟外観